

「ふれあいの森」設置事業要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成11年川崎市条例第49号）の趣旨に基づき、良好な自然環境を有する緑地を「ふれあいの森」として指定し、民有緑地の保全と、市民に憩いの場を提供することを目的とする。

(指定基準)

第2条 「ふれあいの森」は、主に樹林で形成されている概ね3,000平方メートル以上の土地で、市民の憩いの場として使用するに適していると認められる一定の区域とする。ただし、保全配慮地区内については、概ね300平方メートルの土地とする。

(指 定)

第3条 市長は、前条の基準に適合していると認められるときは、所有者の承諾書（第1号様式）に基づき、「ふれあいの森」として指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、土地所有者はふれあいの森指定申請書（第2号様式）により、「ふれあいの森」の指定を市長に申し出ることができる。

3 市長は、第1項及び第2項の規定に基づき指定したときは、ふれあいの森指定決定通知書（第3号様式）により土地所有者に通知するものとする。

(指定の公告)

第4条 市長は、前条の規定に基づき「ふれあいの森」として指定したときは、その旨を公告するものとする。

(契 約)

第5条 「ふれあいの森」として指定した土地については、ふれあいの森土地賃貸借契約書（第4号様式）又はふれあいの森土地使用貸借契約書（第4-2号様式）により契約を締結するものとする。

2 前項の土地賃貸借契約の期間は、おおむね1年とし、土地使用貸借契約の期間は、おおむね5年以上とする。

(施設の整備)

第6条 市長は、第3条の規定に基づき「ふれあいの森」を指定したときは、市民

の利用に供するために、植生及び景観をそこなわない範囲で、必要な施設を整備することができる。

第7条 削除

(権利の移転等)

第8条 「ふれあいの森」の土地所有者は、当該土地の所有権を移転し、又は当該土地に用益権を設定しようとするときは、あらかじめ市長に申し出るものとする。

(指定の解除)

第9条 市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、「ふれあいの森」の指定を解除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、「ふれあいの森」の土地所有者は市長に対し、ふれあいの森指定解除申請書（第6号様式）により指定の解除を申し出ることができる。

3 市長は、第1項及び第2項の規定に基づき指定を解除したときは、ふれあいの森指定解除通知書（第7号様式）により土地所有者に通知するものとする。

(指定解除の公告)

第10条 市長は、前条の規定に基づき「ふれあいの森」の指定を解除したときはその旨を公告するものとする。

(賃借料)

第11条 市長は、「ふれあいの森」の賃貸借契約者に、固定資産税及び都市計画税額並びに使用による樹木の損害額等を勘案して算定した額を、毎年度予算の範囲内で賃借料として支払うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

第1号様式

ふれあいの森指定承諾書

年 月 日

(あて先)川崎市長

住所
氏名
電話
印

「ふれあいの森」設置事業要綱第3条第1項の規定による指定を承諾いたします。

1 土地明細書

所在地番	地目	地積 m ²	所有者	
			住所	氏名
計				

2 位置図

別添のとおり

第2号様式

ふれあいの森指定申請書

年 月 日

(あて先)川崎市長

申請人 住所
氏名 印
電話

「ふれあいの森」設置事業要綱第3条第2項の規定により、指定を受けたいので申請いたします。

1 土地明細書

所在地番	地目	地積 m ²	所有者	
			住所	氏名
計				

2 位置図

別添のとおり

第3号様式

ふれあいの森指定決定通知書

文書番号
年 月 日

様

川崎市長

「ふれあいの森」設置事業要綱第3条第3項の規定により、次のとおりふれあいの森の指定をしたので通知します。

1 所在地

2 名称

3 指定年月日

4 指定番号

(3) 木竹の伐採

(4) その他緑地の保全に影響を及ぼす行為

(事前協議)

第7条 乙は、物件の所有権を移転し、又は物件に用益権を設定しようとするときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

(疑義の決定)

第8条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 川 崎 市

川崎市長

印

乙

印

土地の表示

所在地	地目	地積
計		m ²

第4－2号様式

ふれあいの森土地使用貸借契約書

川崎市を甲とし、
を乙として、次の条項により土地使用貸借
契約を締結する。

(信義則)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約物件)

第2条 乙は、その所有する別紙記載の土地（以下「物件」という。）を甲にふれあいの森用地として無償貸与し、甲はこれを借用する。

(期間)

第3条 物件の使用貸借の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(賃借料)

第4条 物件の賃借料は、無償とする。

(使用上の制限)

第5条 甲は、物件を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 甲は、ふれあいの森の設置に必要な限度において行うもののほか、乙の承諾がなければ物件の原状を変更してはならない。

(所有者の行為の制限)

第6条 乙は、甲の承諾がなければ契約地内において次の行為をしてはならない。
ただし、防災上及び通常管理に必要な行為についてはこの限りでない。

- (1) 建築物及びその他工作物の建造
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、その他土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) その他緑地の保全に影響を及ぼす行為

(事前協議)

第7条 乙は、物件の所有権を移転し、又は物件に用益権を設定しようとするときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

(疑義の決定)

第8条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 川 崎 市
川崎市長

印

乙

印

土地の表示

所在地	地目	地積
計		㎡

第5号様式 削除

第6号様式

ふれあいの森指定解除申請書

年 月 日

(あて先)川崎市長

申請人 住 所
氏 名 印
電 話

「ふれあいの森」設置事業要綱第9条第2項の規定により、指定の解除を受けたいので申請いたします。

1 所 在 地

2 名 称

3 指 定 番 号

4 解 除 の 理 由

第7号様式

ふれあいの森指定解除通知書

文書番号
年 月 日

様

川崎市長

「ふれあいの森」設置事業要綱第9条第3項の規定により、次のとおりふれあいの森の指定を解除したので通知します。

1 所在地

2 名称

3 指定番号

4 解除年月日

5 解除理由